

# 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント

## 重要事項説明書

### 1 指定介護予防支援事業所の概要

事業所名	土佐町地域包括支援センター（高知県第 3902300015 号）
所在地	土佐郡土佐町土居 206 番地
業務内容	介護予防サービス計画作成及びサービス事業者との連絡調整
サービス提供地域	土佐町全域
営業時間	平日（午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分） 休業：土曜・日曜、祝日及び年末年始（12/29～1/3）
職員	管理者 1 名 保健師又は看護師の資格を有する者 1 名以上

### 2 利用料金

#### (1) 利用料

【介護予防支援及び原則的な介護予防ケアマネジメント（ケアマネジメント A）】

介護予防サービス計画に係る費用（月額 4,420 円・初回加算 3,000 円・委託連携加算 3,000 円（委託する場合の初回月のみ）は介護保険制度から全額給付されますので、自己負担はありません。

\*ただし、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合につき、下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。この、サービス提供証明書を後日土佐町健康福祉課に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

### 3 当事業所の介護予防支援および介護予防ケアマネジメントの特徴等

- (1) 運営方針 利用者の心身の状況やおかれている環境などに応じて、利用者の選択に基づき、十分な介護予防サービスが提供できるよう、担当職員は、毎年必ず 1 度は研修を受けることとし、常に高齢者の介護予防に対する情報なども入手しながら、事業所のレベルアップに努めます。
- (2) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの概要 使用するアセスメントツールの特徴は、介護予防の必要な方が、在宅で自立した生活を維持するための視点が重視されています。介護予防の必要な方の心身の状況、生活環境、本人や家族の希望などを客観的に分析（勘案）し、ニーズとして捉え、精度の高いケアプランが立案できることを特徴としています。

### (3) 介護予防サービス・支援計画の作成手順等

- ・ご自宅を訪問し、あなたやご家族からお話を伺います。
- ・保健師や介護支援専門員を中心にサービス担当者会議を開いて検討します。
- ・介護予防サービス・支援計画の内容、利用料、保険の適用などをご説明し、了解を得ます。
- ・介護予防サービス計画の作成にあたっては、複数の指定介護予防サービス事業者等の紹介を求めることや、選定の理由の説明を求めることが可能です。
- ・あなたの了解を得て、主治医や歯科医師、及び薬剤師に意見を尋ねたり、情報を提供することがあります。
- ・あなたが病院等へ入院する必要がある場合には担当職員の氏名及び連絡先を当該病院等へ伝えるようお願いいたします。

その他提供するサービス

- ・要介護認定、要支援認定の申請、変更の代行
- ・給付管理票の作成・提出等

## 4 相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

当事業所相談窓口 (管理者：田岡)	電話番号 0887-82-2557 FAX番号 0887-70-1312 対応時間 午前8時30分～午後5時15分
市町村介護保険相談窓口 (健康福祉課福祉係：介護保険担当)	所在地 土佐郡土佐町土居206 電話番号 0887-82-2333 FAX番号 0887-70-1312 対応時間 午前8時30分～午後5時15分
高知県国民健康保険団体連合会 (国保連)	所在地 高知市丸ノ内2-6-5 電話番号 088-820-8410・8411 FAX番号 088-820-8413 対応時間 午前9時～正午・午後1時～午後4時

当事業所における苦情処理の体制及び手順

- ・相談窓口で相談受理（記録作成）
- ・相談者の意向確認し、事実確認
- ・原因及び対策について協議（記録作成）
- ・対策等について報告を希望する場合は、相談者に説明

## 5 事故発生時の対応

- ・利用者に対する介護予防支援の提供により事故が発生した場合は速やかに土佐町健康福祉課、家族等への連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ・利用者に対する介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供にあたって、利用者の生命・身体・財産に賠償すべき損害を与えた場合は、その損害賠償を速やかに行います。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合はこの限りではありません。